

騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく 規制地域の指定等に係る告示の改正の概要

1 背景

県では、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法（以下「3法」という。）に基づき、町村の区域内の地域について、規制地域の指定及び規制基準の設定を行っています。

規制地域の指定等にあたっては、都市計画法に基づく用途地域区分に沿って設定していることから、用途地域が変更された場合は、規制地域等の見直しを行っております。

このたび、多古町、芝山町及び横芝光町の一部地域において、用途地域の変更があったことから、3法に基づく規制地域の指定等に係る告示を改正しました。

2 改正した告示

- (1) 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定（昭和49年告示第683号）
- (2) 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（昭和49年告示第684号）
- (3) 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動について規制する地域の指定（昭和52年告示第777号）
- (4) 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（昭和52年告示第778号）
- (5) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（平成24年告示第175号）

3 改正した内容

- (1) 上記2の全ての告示について
用途地域の基準日を変更しました。
（理由）3町の用途地域の変更内容を反映させるため。
- (2) 上記2（2）の告示について
ア 時間及び区域区分の表の備考第二号の表の横芝光町の項中「及び第二種中高層住居専用地域」を削除しました。
（理由）横芝光町内の「第二種中高層住居専用地域」が不存在となったため。
イ 3年間の猶予期間を設定しました。
（理由）告示改正以前から今回変更された用途地域内に存在する特定工場等については、規制基準が従前より厳しくなる特定工場等もあり、当該特定工場等に対して最大限の配慮をし、妥当な猶予期間を設ける必要があるため。

ウ 時間及び区域区分の表の備考第二号の表の備考第二号中「、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域」を「又は第一種中高層住居専用地域」に改めました。

(理由) 横芝光町内の「第二種中高層住居専用地域」が不存在となったため。

(3) 上記2 (4) の告示について

ア 時間及び区域区分の表の備考第二号の表の横芝光町の項中「、第二種中高層住居専用地域」を削除しました。

(理由) 横芝光町内の「第二種中高層住居専用地域」が不存在となったため。

イ 3年間の猶予期間を設定しました。

(理由) 告示改正以前から今回変更された用途地域内に存在する特定工場等については、規制基準が従前より厳しくなる特定工場等もあり、当該特定工場等に対して最大限の配慮をし、妥当な猶予期間を設ける必要があるため。

4 施行日

公示の日（令和5年7月7日）から施行。

【参考】用途地域の変更内容

(1) 多古町（変更日：令和5年2月28日）

第一種住居地域の一部地域及び近隣商業地域の一部地域を、
第一種低層住居専用地域へ変更

(2) 芝山町（変更日：令和5年4月28日）

ア 準工業地域の一部地域を、第一種住居地域へ変更
イ 無指定地域の一部地域を、第一種住居地域へ変更

(3) 横芝光町（変更日：令和5年2月28日）

ア 第一種中高層住居専用地域の一部地域及び第二種中高層住居専用地域の全域を、
第一種住居地域へ変更
イ 第一種住居地域の一部地域を、第二種住居地域へ変更